

平成 1 9 年度

科学研究費補助金制度についての説明会

科学研究費補助金の現状と課題

平成 1 9 年 4 月 1 8 日 (水)

文部科学省研究振興局

学術研究助成課

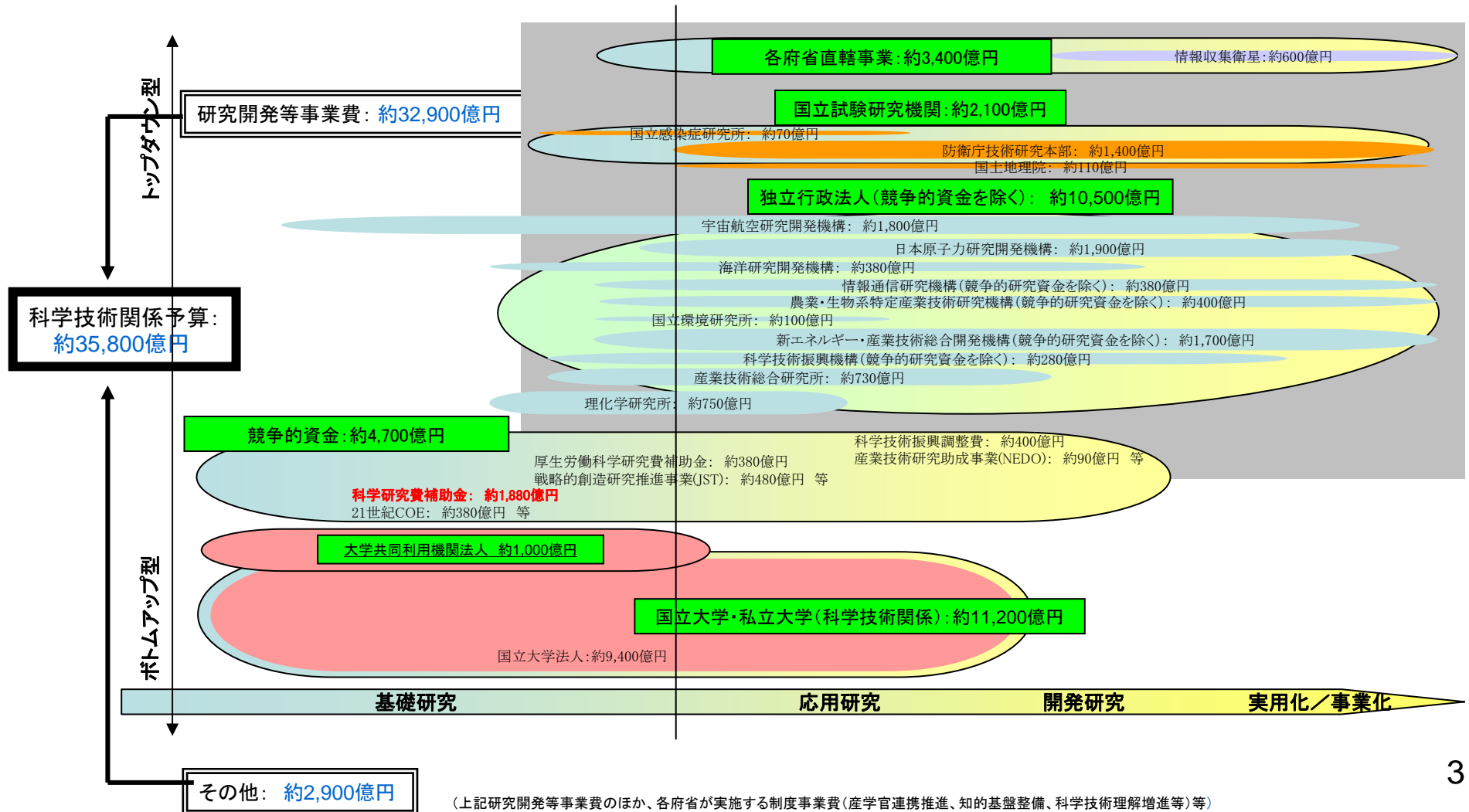
科学研究費補助金とは

- ◇ 「学術研究」(研究者の自由な発想に基づく研究)を対象とする競争的資金。
 - ◇ 人文・社会科学から自然科学まですべての分野をカバー。
 - ◇ 予算規模は1,913億円(平成19年度)
政府全体の科学技術関係経費(3.5兆円)の約5%
政府の競争的資金(4,766億円)の約40%
 - ◇ 審査は、延べ6,000人に及ぶ研究者が実施(ピアレビュー)。
 - ◇ 新規応募10万件に対し、採択は2.4万件(採択率24%)(平成18年度)
 - ◇ 継続分を含め、年間5万件を越える研究に補助金を交付
- 科研費は「知識基盤社会」において大きな存在!**

我が国の科学技術投資にかかる資源配分の俯瞰図

(平成17年度科学技術関係予算)

- ◆ わが国の科学技術関係予算は、基礎研究、応用研究、実用化・事業化の各段階に配分。
 - ◆ 研究実施の観点からは、大学等のように研究者の自由な発想に基づく研究(ボトムアップ型)から、独立行政法人事業、各府省直轄事業のように、組織の使命に沿った研究(トップダウン型)まで様々な性格のものがある。
- ※下図中、各楕円の大きさは、概ね、予算額の規模を示している



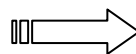
(上記研究開発等事業費のほか、各府省が実施する制度事業費(産学官連携推進、知的基盤整備、科学技術理解増進等)等)
 (出典: 内閣府作成(平成17年度))

「30年後の重点分野」を育ててきた科学研究費補助金

「半導体多層薄膜構造による光集積回路用レーザの研究」

末松安晴 (国立情報学研究所顧問)

(昭和41年度～ 一般研究, 基盤研究 他)



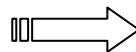
光通信の実現

超高速のブロードバンド時代の
実現

「ポリアセチレンフィルムの半導体としての応用に関する研究」

白川英樹 (筑波大学名誉教授)

(昭和44年度～ 試験研究, 基盤研究 他)



電気を通すプラスチックの実用化

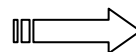
携帯電話の電池など様々な電子
部品などに利用

ノーベル化学賞(平成12年度)

「遷移金属錯体を用いる新規合成反応」

野依良治 (名古屋大学名誉教授)

(昭和47年度～ 一般研究, 特別推進研究 他)



化学物質の画期的な合成法を実現

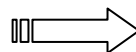
・副作用のない薬品の製造などに広く応用
・世界のメントールの約3分の1を生産

ノーベル化学賞(平成13年度)

「食品機能の系統的解析と展開」

藤巻正生 (東京大学・お茶の水女子大学名誉教授)

(昭和59年度～ 特定研究)



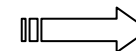
機能性食品(※)という新しい分野の創出

※成人病や老人病などの病態に対応した機能を有する食品
(例: β -カロチン、リノール酸)

「磁気薄膜による高密度情報記録の研究」

岩崎俊一 (東北大学名誉教授)

(昭和42年度～ 機関研究、一般研究 他)



垂直磁気記録の実現

垂直磁気記録方式HDDの実用化

第3期科学技術基本計画と科学研究費補助金

第2章 科学技術の戦略的重点化

1. 基礎研究の推進

基礎研究には、人文・社会科学を含め、研究者の自由な発想に基づく研究と、政策に基づき将来の応用を目指す基礎研究があり、それぞれ、意義を踏まえて推進する。すなわち、前者については、新しい知を生み続ける重厚な知的蓄積（多様性の苗床）を形成することを目指し、萌芽段階からの多様な研究や時流に流されない普遍的な知の探求を長期的視点の下で推進する。一方、後者については、… 知識の創出を目指して進める。

なお、… 例えば科学研究費補助金で行われるような研究者の自由な発想に基づく研究については、政策課題対応型研究開発とは独立して推進されることを明確化し、理解の徹底を図る。

第3章 科学技術システム改革

2. 科学の発展と絶えざるイノベーションの創出

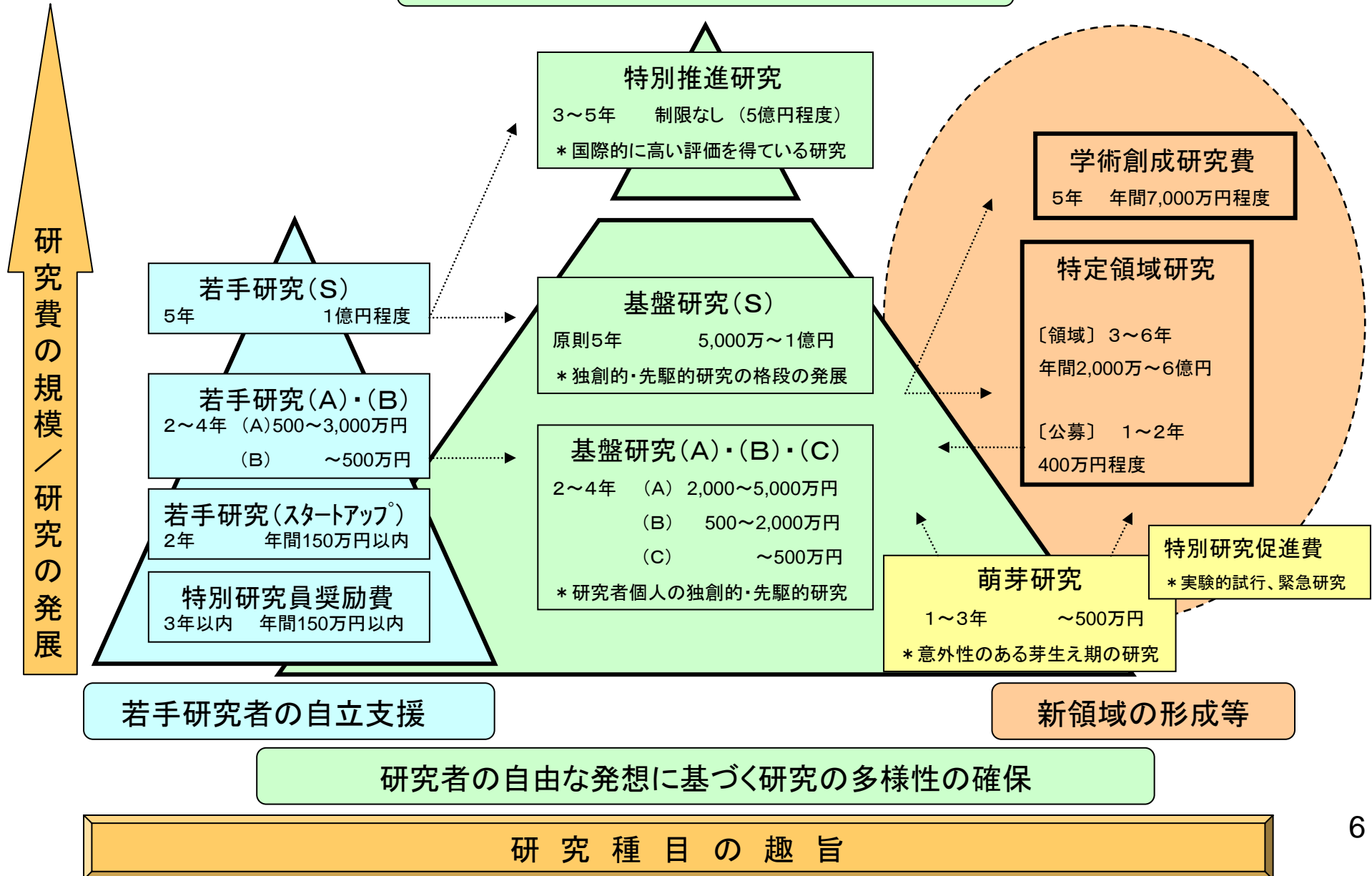
(1) 競争的環境の醸成

① 競争的資金及び間接経費の拡充

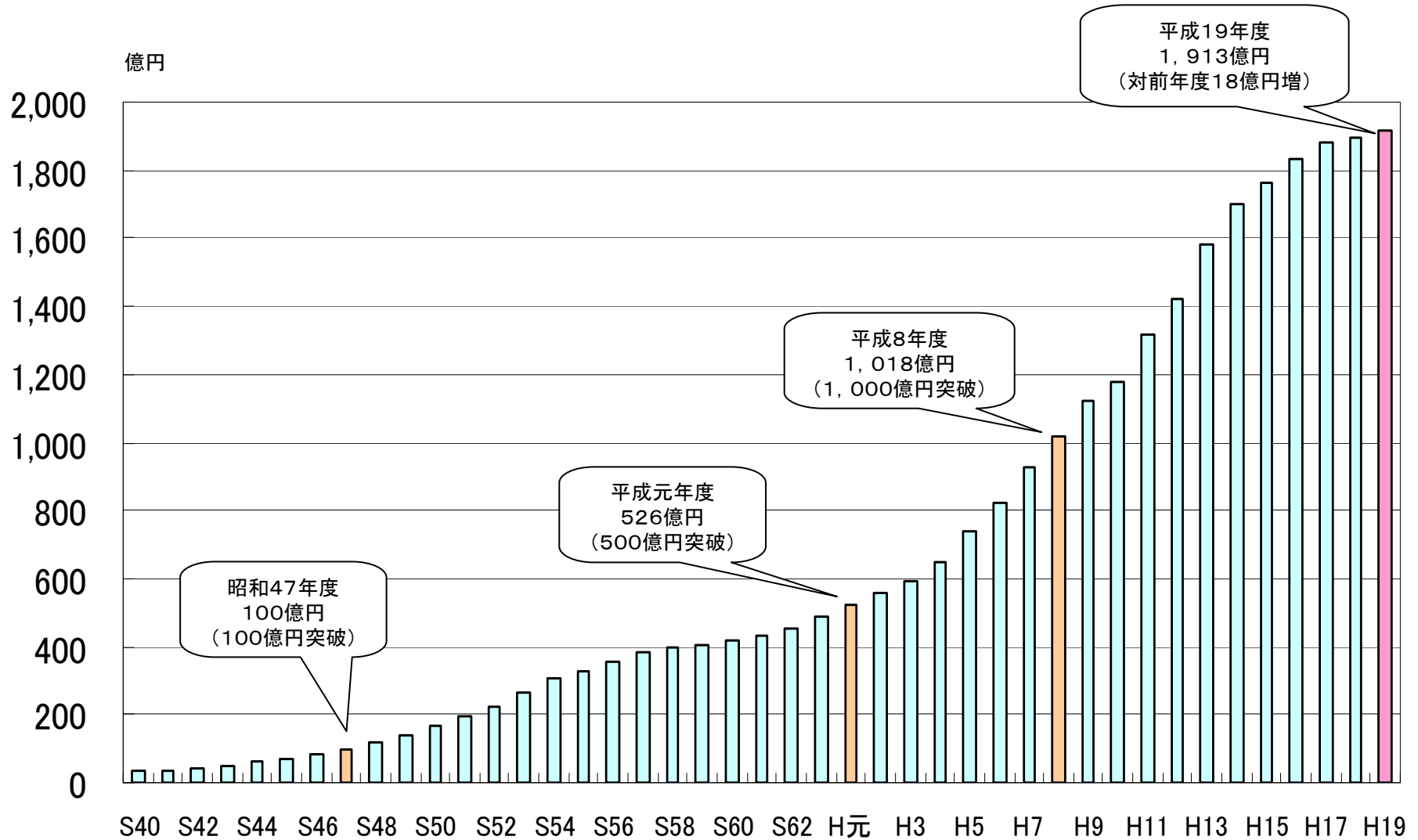
研究者の研究費の選択の幅と自由度を拡大し、競争的な研究開発環境の形成に貢献する科学研究費補助金等の競争的資金は、引き続き拡充を目指す。

科学研究費補助金の構造

国際的に評価の高い研究の推進

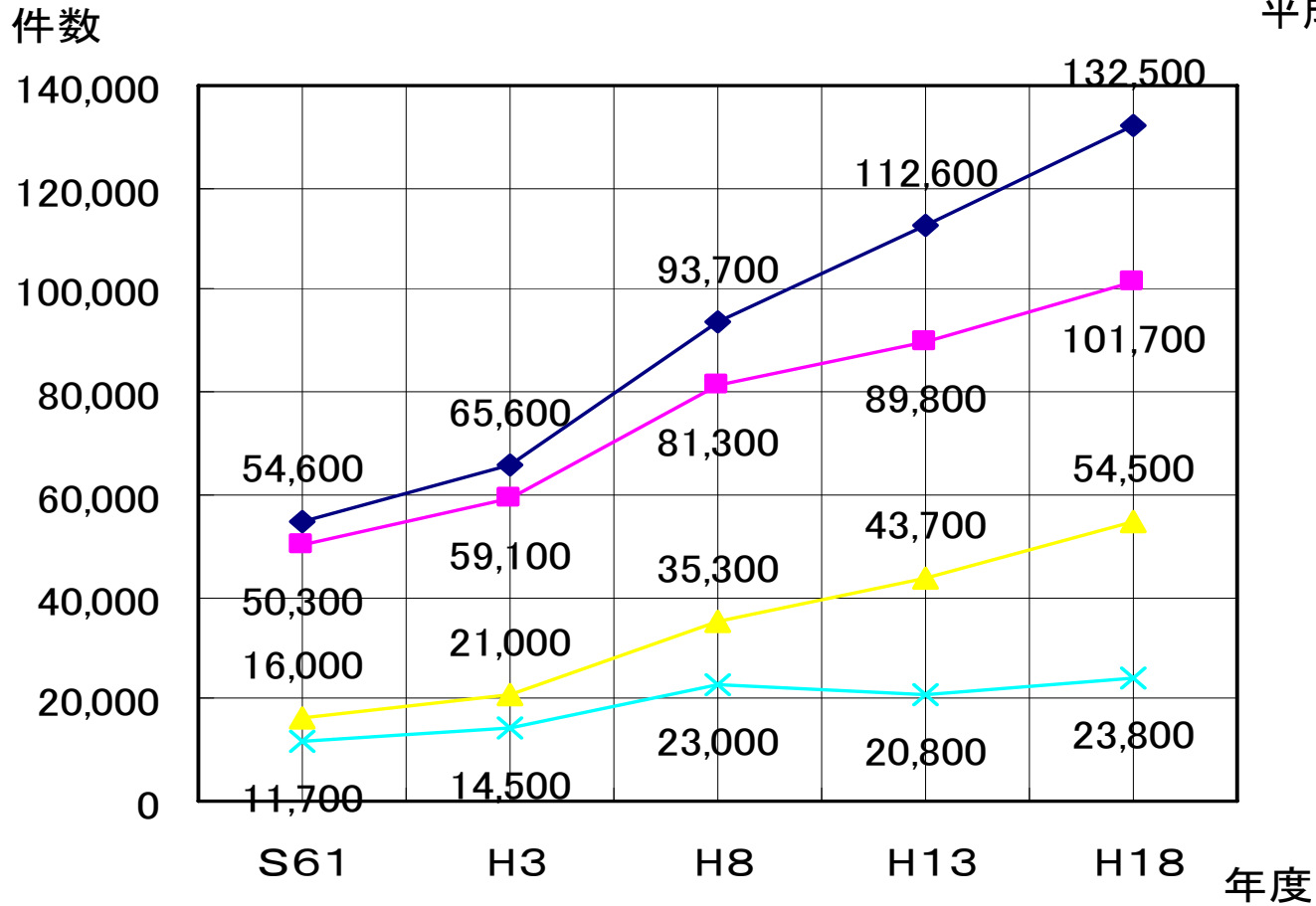


科学研究費補助金の予算額の推移



応募件数と採択件数の推移

平成18年10月



◆ 応募件数(新規+継続) ■ 応募件数(新規)
▲ 採択件数(新規+継続) × 採択件数(新規)

科学研究費補助金の拡充と改革

研究者の自由な発想に基づく学術研究を幅広く推進

平成19年度予算額 :191,300百万円
(平成18年度予算額) :189,500百万円

◎ 間接経費の拡充 (165億円増)

- 私立大学や地方国立大学が多く申請する基盤研究(B)、基盤研究(C)に新たに30%の間接経費を措置
(162億円)

◎ 基盤研究の充実 (12億円増)

- 学術研究助成の中核である「基盤研究」の必要額を確保

◎ 若手研究者育成・支援の充実 (14億円増)

- 40歳前後までの特に優れた若手研究者が自らの研究支援組織を率いて研究できるよう、若手研究(S)を新設
(13億円)

◎ その他の費目の見直し (△173億円)

- これまでの応募状況、執行状況等を踏まえた既定経費の見直しと研究費以外の関連費目の見直しによる振り替え

◎ 不正使用等の防止対策

科研費の抜本的な不正使用防止に向けた新たな取組を実施

- ・研究機関における自己管理体制の強化
- ・応募手続における機関管理状況報告の組入 等

◎ 年度間繰越の活用促進

繰越明許制度を活用し、科研費の効率的・弾力的使用を促進

◎ 独立した配分機関体制の構築

日本学術振興会への研究種目の更なる移管

これまでの主な制度・運用上の改善点

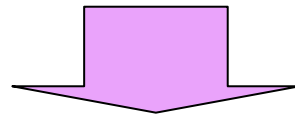
年度	事 項
11	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日本学術振興会へ基盤研究等の種目を移管。
13	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一部種目に「間接経費」を導入。 ■ 指定する研究機関の大幅拡大(国の設置する研究機関その他を対象とする) ■ 直接経費による研究支援者の雇用を可能に。
14	<ul style="list-style-type: none"> ■ 基盤研究等について、不採択の場合の審査結果の開示内容を充実。 ■ 境界領域の研究の推進等に適切に対応するため「分科細目表」を抜本改正。
15	<ul style="list-style-type: none"> ■ 文部科学省において学術調査官を大幅増員。日本学術振興会において「学術システム研究センター」を設置し、プログラムオフィサーを配置。 ■ 応募対象者を企業研究者にも拡大。 ■ 年度を越えて使用可能に(繰越明許費として登録)。 ■ 育児休業により研究を中断した場合には、研究を廃止せず再開を可能に。 ■ 不正に使用した研究者及び共同研究者について、一定期間の資格停止措置を導入。
16	<ul style="list-style-type: none"> ■ 科研費のルールを明確化するとともに、研究機関との契約によりその責任を明確化。 ■ 研究費目を大括り化し、経費執行を弾力化。 ■ 平成17年度公募分より、応募資格を「常勤の研究者」から抜本改正。 ■ 「特別推進研究」「学術創成研究費」の応募を電子化。 ■ 基盤研究等の審査に電子システムを導入。
17	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日本学術振興会へ「学術創成研究費」を移管。 ■ 基盤研究等の応募についても一部電子化。
18	<ul style="list-style-type: none"> ■ 科研費の繰越しについて、幅広い適用が図られるよう取扱を明確化。 ■ 「若手研究(スタートアップ)」を新設。 ■ 特別研究促進費により年複数回応募を試行。 ■ 年度末までの円滑な研究遂行を可能とするため、実績報告書の提出期限を5月31日まで延伸。
19	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「若手研究(S)」を新設。 ■ 「基盤研究(B)・(C)」に間接経費を導入。 ■ 日本学術振興会へ「萌芽研究」を移管。

不正使用・不正受給対策 ◆公正な利用の確保◆

◆不正使用、不正受給の例

- ・ いわゆる「預け金」、「カラ出張」、「カラ謝金」
- ・ 「無資格応募」
- ・ 会計年度を越えた使用
- ・ 他の研究のための立替
- ・ 他の資金を混ぜた使用
- ・ 研究室内での一括管理・再配分

等



◆不正に対する措置

- ・ 不正にかかる補助金の返還
- ・ 不正を行った者に対する学内処分
- ・ 不正を行った研究者に対する受給資格停止処分

◆不正使用、不正受給の防止対策

- ・ 「使用ルール」の周知
- ・ 教員のモラル、コンプライアンス意識の向上
- ・ 事務局の管理・チェック体制の強化

機関管理の義務 ◆研究機関による事務支援と管理◆

○「機関管理」とする趣旨

- 研究者の負担の軽減
- 意図せぬルール違反の防止

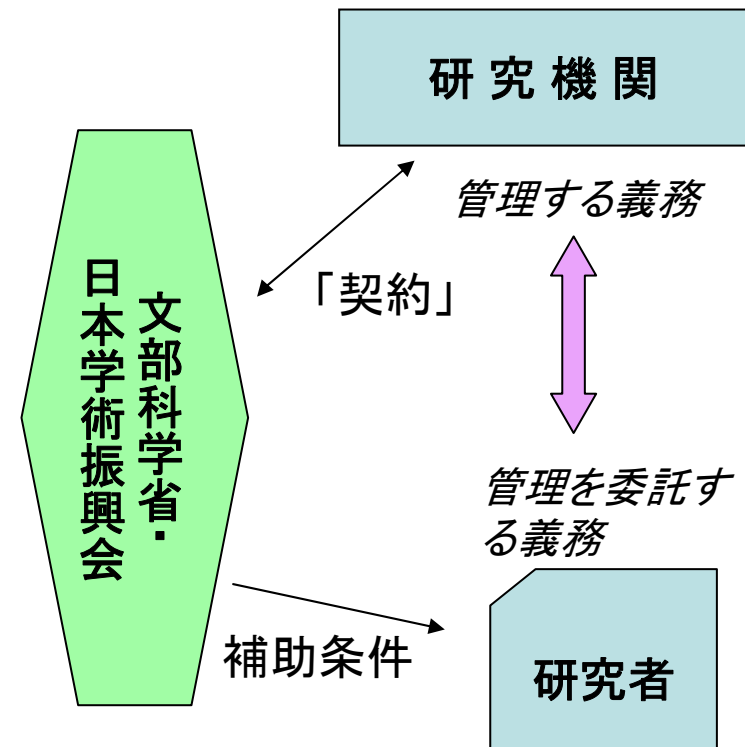
○各研究機関が行う事務

- 科研費の応募資格を有する研究者の登録
- 文部科学省・日本学術振興会への応募・交付申請などの手続き
- 交付された研究費にかかる管理・諸手続きを、研究者に代わって行うこと
- 適正な使用の確保のための内部監査の実施、研修会・説明会の開催

・「公募要領」、「交付内定書」等に具体的に記載
・更に「科研費ハンドブック(研究機関用)」にまとめて一括記載

○各研究機関の「事務局」の役割

- 適正な管理のために積極的役割を果たす
- 適正な管理と、柔軟な運用との調和を目指す



科研費不正使用防止のための取り組み

【これまでの取組み状況】

① 応募資格を一定期間停止する措置の導入 (平成15年度～)

- 不正使用を行った研究者及び共謀者:2～5年
- 上記の共同研究者 :1年
- 不正受給を行った研究者 :5年

② 機関管理の義務化(平成16年度～)

- 研究機関による科研費の管理について、雇用契約、就業規則、個別契約等で規定
- 研究機関による研究者・事務職員を対象とした研修会、説明会の開催
- 研究機関における交付件数に対する一定割合(概ね10%)以上の内部監査の実施

③ 不正使用防止ルールの周知

- ハンドブック(研究者用、研究機関用)の作成、配布および文部科学省HPへの掲載
- 不正防止のための通知の発出(平成17年1月24日)
- 説明会の開催(18年度実績:全国で91回)

【新しい措置(平成18年度～)】

① 不正使用防止に向けた新たな対策を取りまとめた通知の発出(平成18年11月28日)

- 不正行為を防止するための研究機関の自主的な経費管理・監査体制の整備を義務化
- 執行管理を強化、徹底
- 補助金の経費管理責任者の登録を義務化
- 全ての採択者に対し、「不正行為を行わない」旨の誓約を確認
- 補助金応募手続時に、機関管理状況報告を組入れ、審査
- 文部科学省及び日本学術振興会による実地検査の実施
- 研究機関に対するペナルティ(間接経費の減額査定等)の導入

② 大学等の関係機関を対象に説明会を実施 (平成18年12月5日開催・842機関出席)

③ 日本学術振興会に対して、経理管理業務等の詳細な実施状況についての報告を義務化 (平成19年4月予定)

科学研究費補助金の今後の課題

1 必要な予算の確保

- ・間接経費30%を措置(特定領域研究、若手B・スタートアップ、萌芽は未措置)
- ・採択率の向上(特に「基盤研究」)

2 学術研究にブレークスルーをもたらす助成

3 若手研究者を育てる制度へ

- ・若手研究者の自立支援のための研究費の充実

4 審査・評価システムの改善

- ・評価が次の資金配分に活用できるようなシステムの構築

5 研究成果の社会への還元

6 研究費の「不合理な重複・過度の集中」の排除

等